

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）の定款第18条及び第32条の規定に基づき、本連盟の評議員及び役員の報酬に関し、法令またはこの法人の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2. 常勤役員とは、理事のうち本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において 報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬
- (2) 本連盟から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める役員旅費規程に基づき支給する日当，食費

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費，通勤手当，旅費（日当，食費を除く。）及び手数料等の経費は，費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

(月額報酬)

第5条 常勤役員の月額報酬は，別表の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし，それぞれの役員の号俸は，理事会の承認を経て会長が決定する。

(評議員の報酬の総額)

第6条 評議員に対する報酬は，定款18条の規定に基づき各年度の総額が1,800,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(報酬の支給と控除)

第7条 常勤役員の月額報酬の支給日は，毎月20日（その日が休日にあたるときは，その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2. 報酬等は，法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金，積立金等を控除して支給する。

(出張時の日当，食費)

第8条 本連盟が役員等に対し出張を依頼するときは，別に定める役員旅費規程に基づき，日当，食費を支給する。

(費用の支払い)

第9条 本連盟は，役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
2. 通勤手当については，給与規程に基づき，支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

(公表)

第10条 本連盟は，この規程をもって，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は，評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この実施に際し必要な事項は，会長が理事会の承認を得て，別に定めるものとする。

附 則

この規程は，公益財団法人全日本軟式野球連盟の設立の登記の日から施行する。

別表 役員報酬表 (単位：円)

号俸	月 額	年 額
1	50,000	600,000
2	100,000	1,200,000
3	150,000	1,800,000
4	200,000	2,400,000
5	300,000	3,600,000
6	400,000	4,800,000
7	500,000	6,000,000
8	600,000	7,200,000
9	700,000	8,400,000
10	800,000	9,600,000
11	900,000	10,800,000
12	1,000,000	12,000,000
13	1,100,000	13,200,000
14	1,200,000	14,400,000